

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する 条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

1 改正の理由

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の規定に基づき、長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額が定められたことに伴い、市立学校の学校医等の公務上の災害に対する補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額を引き上げるためのものである。

2 改正の内容

別表第1（第1条の2関係）



年齢階層ごとに補償基礎額の最低限度額及び最高限度額として教育委員会が定める額は、別表第1のとおりとする。

改 正 前		
年齢階層	最低限度額	最高限度額
25歳未満	5,872円	13,442円
25歳以上30歳未満	6,380円	14,842円
30歳以上35歳未満	6,712円	17,619円
35歳以上40歳未満	7,078円	20,649円
40歳以上45歳未満	7,268円	21,971円
45歳以上50歳未満	7,433円	22,886円
50歳以上55歳未満	7,290円	24,916円
55歳以上60歳未満	6,975円	25,385円
60歳以上65歳未満	5,860円	21,314円
65歳以上70歳未満	4,060円	16,075円
70歳以上	4,060円	13,442円

改 正 後		
年齢階層	最低限度額	最高限度額
25歳未満	6,143円	13,975円
25歳以上30歳未満	6,703円	15,237円
30歳以上35歳未満	7,023円	18,016円
35歳以上40歳未満	7,326円	20,864円
40歳以上45歳未満	7,576円	22,564円
45歳以上50歳未満	7,766円	23,666円
50歳以上55歳未満	7,711円	25,354円
55歳以上60歳未満	7,348円	26,187円
60歳以上65歳未満	6,192円	22,694円
65歳以上70歳未満	4,200円	17,484円
70歳以上	4,200円	13,975円

3 施行期日 公布の日から施行

4 適用期日

改正後の別表第1の規定は、令和7年4月1日以後に支給すべき理由が生じた長期療養者の休業補償並びに傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）並びに同日前に支給すべき理由が生じた傷病補償年金等で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用する。

学校給食費の改定について

1. 改定の理由

物価高騰下においても、安全安心な学校給食を安定的に提供するため、給食費（1食あたりの食材費）の単価を増額改定し、食材費予算を確保するもの。

<補足>

令和7年度においては、米飯の価格が急騰し、副食費（牛乳と主食以外の食材費）を圧迫しており、食材選定が硬直化し、栄養価への影響もわずかながら表れ始めている。品数や栄養価などにおいて現在の学校給食の質を維持するために、給食費の単価（1食あたりの食材費）の改定が必要となったもの。

2. 給食費の改定案

改定時期 令和7年10月から
改定金額 改定案は以下のとおり

現行（令和6年度～）	改定案（令和7年10月～）
小学校 315円	小学校 335円 (<u>差額+20円/食</u>)
中学校 375円	中学校 380円 (<u>差額+5円/食</u>)